自習課題関係文書不存在非公開決定審査請求事案その２（番号２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和元年６月26日 |
| 請求内容 | 請求する文書は以下のとおり。  １．答弁書２頁に、「１月12日（金）３限に職員室の隅で、自習監督のＫ先生から非常勤講師О先生の自習課題に対して困っている」とあるとおり、平成30年１月12日（金）３限に府立○○高校３年２組において非常勤講師О先生が出した「現代社会」の自習課題。  ２－１．答弁書１頁に、「原告の課題を無視していない。教務部で問題視した」とあるとおり、府立○○高校教務部で当該事案を問題視した事実がわかる文書。  ２－２．同様に、府立○○高校教務部で当該事案を問題視した根拠がわかる文書。具体的には同校における自習に関する規定（平成29年度）を請求する。  ３－１．答弁書１頁に、「原告の指示に反していない」「他の課題もするように生徒に指示した」とあるとおり、教科担当が出した自習課題以外の課題を、自習監督担当の判断で反故にできる根拠がわかる文書。  ３－２．実際に、平成30年１月15日（月）３限に出された「他の課題」がわかる文書。  ４．平成30年１月に、府立○○高校において、上記の自習課題について「例の件」という文書名で社会科において回覧された文書。なお、既に訴訟資料として副本を所持しているので、原本を公開すること。  　以上６件  ○○裁判所　平成○○年（○○）第○○号「○○請求事件」における被告「答弁書」を添付する。なお、本件被告は○○である。 |
| 実施機関  の決定 | 令和元年８月１日付け教高第2483号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る対象文書を管理していない理由】  本件公開請求に係る２－１、２－２、３－１の行政文書については、作成していないため、管理していない。１、３－２の行政文書については、既に廃棄しているため、管理していない。４については、行政文書として管理していない。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和元年８月５日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。当該文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書１について、○○高校社会科準備室にあるパソコンにWordファイルとして保存してあるという情報を入手したので、探して確認すること。  請求文書４について、○○高校社会科準備室にあるパソコンにWordファイルとして保存してあるという情報を入手したので、探して確認すること。この文書は社会科において作成、回覧されたものであるので、行政文書である。よって、管理していないと言うのは虚偽である。また、参考までに、訴訟資料としての副本を合わせて提出する。  請求文書２－１、２－２及び３－１について、○○が作成した答弁書に基づく文書を請求しているものであるので、文書は当然存在する。 |
| 理由 | 請求文書３－２について、文書の保存年限は１年であると思われるので、誤廃棄であればそれを明示すること。 |
| 弁明書 | | １　行政文書公開請求の対象となる文書について  　　公開請求の対象となる文書については、条例第２条第１項に以下のとおり規定されている。  第二条　この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。  一　実施機関が、府民の利用に供することを目的として管理しているもの  二　官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されているもの（前号に掲げるものを除く。）  ２　本件行政文書を非公開決定した妥当性について  審査請求人が情報公開請求を行った２－１、２－２および３－１については、府立○○高等学校において、作成していないため存在しないことから、不存在による非公開決定したことは妥当である。  また１、３－２については、一時的かつ補助的な文書で、保存期間を定める必要性がなく、その使用目的を果たしていることから、破棄したものであり誤廃棄にはあたらない。したがって、行政文書として管理していないことから、不存在による非公開決定をしたことは妥当である。  ４については、「例の件」という文書が、府立○○高等学校において、組織的に用いられる文書として存在しておらず、行政文書として管理していない。 |
| 判　断 | | １　本件請求２－１、２－２及び３－１について  　　第五３（２）イのとおり答申する。  なお、本件請求２－２は、「府立○○高校における自習に関する規定（平成29年度）」を請求するものであり、当該記載からは、「明らかに存在するはずのない文書」であるとは言い難いが、同請求の実質的な内容は、「府立○○高校教務部で当該事案を問題視した根拠がわかる文書。」を求めるものであり、このような文書は、明らかに存在するはずのない文書であるといえる。  ２　本件請求１、３－２について  大阪府教育委員会行政文書管理規則第17条第１項は、「文書管理者は、[別表](http://g1072sv0db011.lan.pref.osaka.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に定める基準に従い、行政文書の保存期間を定めるものとする。ただし、[別表](http://g1072sv0db011.lan.pref.osaka.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げる行政文書であって、一時的かつ補助的な用途に用いるものについては、保存期間を定めないことができる。」と規定している。各所属は、各所属が取り扱う行政文書が別表のいずれに該当するかを判断し、当該判断に基づき、行政文書を各簿冊に区別して保管している。  自習課題は、個々の教職員により、学習指導要領や各学校において定める教育 |
| 判　断 | | 課程に沿って作成され、生徒の学習という用途に使用されるものである。このような自習課題の性質に鑑みれば、特段の事情がない限り、後に第三者がその内容の検証等を行うことは予定されておらず、行政文書として保存する必要性は低いものであるから、実施機関が、自習課題を、同規則第17条第１項ただし書の「[別表](http://g1072sv0db011.lan.pref.osaka.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げる行政文書以外の行政文書であって、一時的かつ補助的な用途に用いるもの」に該当すると判断したことは、不合理ではない。そうだとすれば、自習課題は保存期間がないのであるから、これを破棄していたとしても不合理ではなく、文書が存在しないことは不合理ではない。  ３　本件請求４について  　　本件請求４によれば、「例の件」という文書は、社会科において回覧されたということであるが、必ずしも、組織的なものとして回覧されたものとは限らず、文書が存在しないことは、不合理ではない。  ４　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和元年６月26日　　　同月23日付け公開請求  ・同年８月１日　　 　　 不存在非公開決定  ・同月５日　　　 　　　　審査請求  ・同月13日　　　　　　　審査請求の主張の追加  ・同年12月25日　 　　弁明書  ・令和２年２月13日 　　諮問 |